

# 野生鳥獣の保護管理の推進について

令和2年9月

農政環境部 環境創造局 鳥獣対策課

# 目 次

(ページ)

1	「兵庫県第12次鳥獣保護管理事業計画」等の推進	1
2	野生動物による被害の状況	2
3	獣種ごとの被害防止対策〔個体数管理・被害管理〕	3
4	集落での被害防止対策〔被害管理〕	9
5	野生動物の生息地の保全〔生息地管理〕	10
6	狩猟の適正化及び狩猟者の確保・育成	11
7	野生動物の感染症対策	12
8	鳥獣保護思想の普及	13

# 1 「兵庫県第12次鳥獣保護管理事業計画」等の推進

本県は、瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 379 種、獣類 44 種が生息する豊かな生態系を構成している。

しかし、近年、一部の野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲の拡大などにより、農林水産業や地域住民の精神等の被害が発生しているほか、食害による森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じている。

このため、平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、市町との連携のもと、森林動物研究センターの研究成果を活かした「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）を行っている。

第 12 次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月）	
主な内容	(1) 鳥獣捕獲許可の基準・考え方 (2) 鳥獣保護区等の指定及び管理 (3) 特定計画の作成 等
第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：平成 29 年 4 月～令和 4 年 3 月）	
第 2 期ニホンジカ管理計画	農業被害の半減、下層植生衰退の進行防止、 「目撃効率 <sup>*</sup> 0.5 以下」となる個体数管理
第 2 期イノシシ管理計画	農業被害の半減、人身被害の解消、生息密度上昇の制御
第 2 期ニホンザル管理計画	人身被害の防止、農業被害・生活被害の減少、 加害レベルや群れの規模に応じた個体数管理
ツキノワグマ管理計画	人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止、 推定生息数 400 頭以上の維持、800 頭以上は狩猟実施

※目撃効率：狩猟者 1 人が 1 日に目撃するシカ（イノシシ）の頭数

## 【個体数管理】

わなによる捕獲



## 【被害管理】

獣害防護柵の設置



## 【生息地管理】

野生動物共生林整備



狩 猟：狩猟免許所持者が狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣（鳥類 28 種、獣類 20 種）を捕獲する行為

有害捕獲：農林水産業、生活環境被害等の防止を目的に、県や市町等から許可を受けた者が、許可された内容（対象鳥獣、場所、期間、猟法、捕獲数）で捕獲する行為

## 2 野生動物による被害の状況

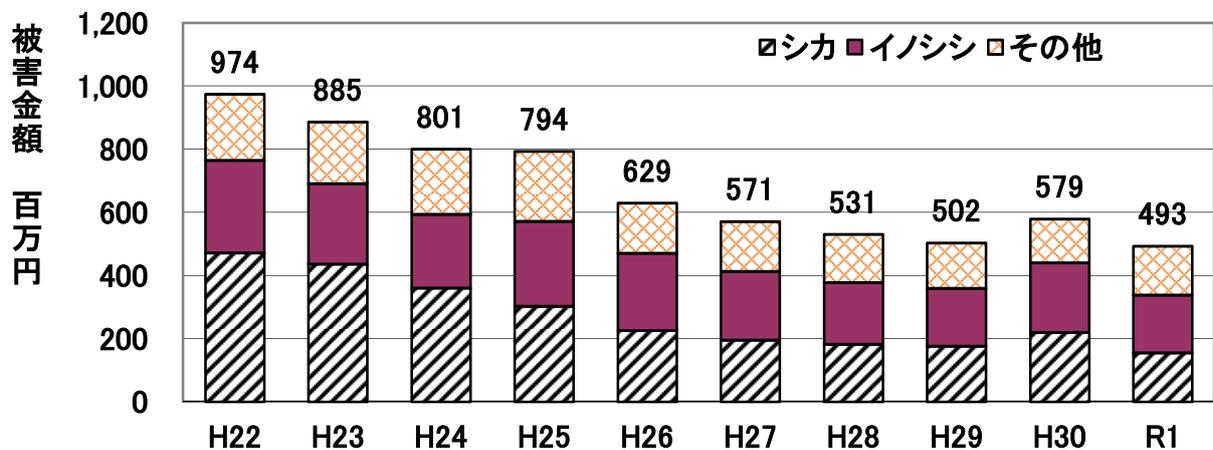
### (1) 農林業被害

令和元年度の農林業被害額は、対策の効果もあり4億93百万円と減少傾向にある。

獣種別では、シカ（1億50百万円、前年比70百万円減）とイノシシ（1億80百万円、前年比40百万円減）が約7割を占めており、営農意欲の減退や耕作放棄の要因など、数字に現われる以上に深刻な影響を及ぼしている。

また、近年の小雪等に伴う野生動物の生息範囲の拡大、狩猟者の高齢化等に起因する捕獲圧の低下により、地域（香美町、新温泉町など）によっては生息数や被害が拡大している。

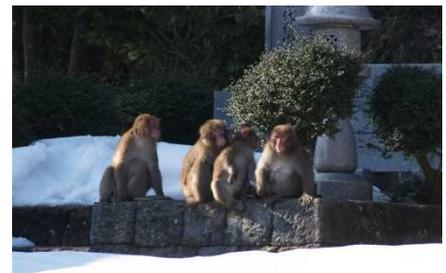
### 野生鳥獣による農林業被害額の推移



### (2) 人的被害

クマやサルが集落内にも出没し、人身被害のほか、不意の遭遇への恐怖や威嚇を受けるなどの精神的被害が発生している。

また、六甲山周辺の住宅地では、餌付け等により人慣れしたイノシシが出没し、人身事故や生活被害が発生している。



集落に出没したサル

#### 神戸市内でのイノシシの人身被害等

年度	H27	H28	H29	H30	R1
人身事故 (件)	41	33	20	6	4
苦情件数 (件)	395	334	356	492	402

### (3) 生物多様性への影響

但馬、西播磨や淡路島の一部地域では、シカが木の皮や下草を食害することにより、立木の枯損や下層植生の消失による土壌流出、昆虫の減少等の生態系被害が発生している。



シカの食害により裸地化した森林

### 3 獣種ごとの被害防止対策〔個体数管理・被害管理〕

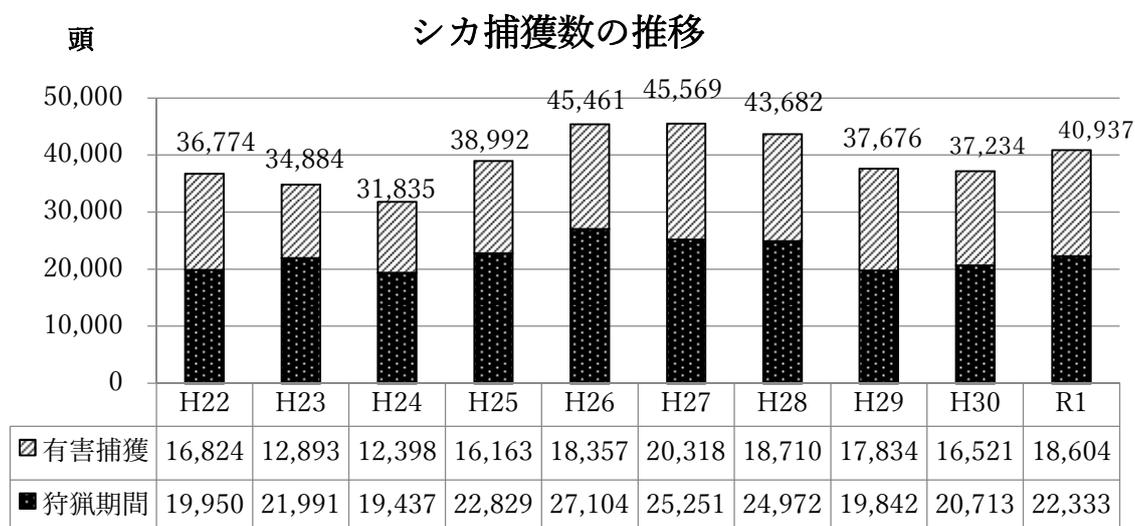
#### (1) シカ対策

##### ア 個体数管理（年間捕獲目標 46,000 頭）

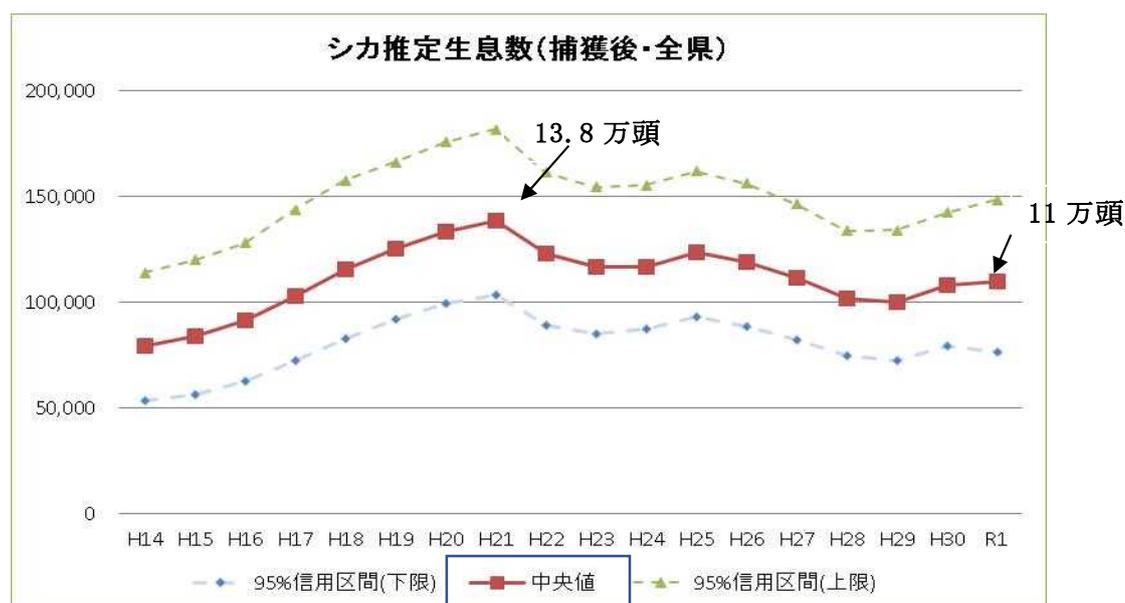
農林業被害が軽微となるシカ生息密度（目撃効率 0.5 以下）をめざし、県捕獲専門家チームの派遣、ICT 技術を備えた大型捕獲オリの導入、狩猟期間中の捕獲報償金制度等により捕獲を進めている。

また、捕獲が困難な高標高地域等では、県が委託した民間捕獲事業者による捕獲も実施している。

さらに、生息域の分散、拡大等により捕獲効率が低下し、捕獲目標に達していない状況にあることから、市町等と連携し引き続き捕獲強化に取り組む。



※ 生息域の分散・拡大、生息数の減少等により捕獲効率が悪くなり、捕獲数の減少となった。



(注)中央値は、あくまでも統計処理上の数値

## 【令和元年度のシカ捕獲状況】

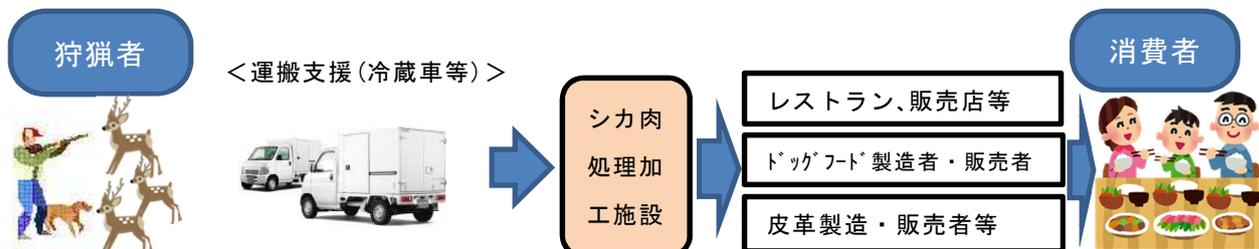
※ 特交：特別交付税措置（国補助残の80%を措置）

対策名		捕獲目標 (捕獲実績)	内容等 (国、県、市町等の負担割合)
有害捕獲	シカ有害捕獲専任班支援事業 (報償金 24,000 円/頭)	1,500 頭 (996)	銃の技能に秀でた狩猟者の捕獲専任班による銃捕獲 (国:7千円、特交:13.6千円、県:1.7千円、市町:1.7千円)
	シカ有害捕獲促進支援事業 (報償金 16,000 円/頭)	6,000 頭 (3,006)	銃による有害捕獲 (国:7千円、特交:7.2千円、県:0.9千円、市町:0.9千円)
	一般有害捕獲 (報償金 8,000 円/頭)	12,300 頭 (14,315)	銃・わなによる有害捕獲 (国:7千円、特交:0.8千円、県:0.1千円、市町:0.1千円)
	㊦指定管理鳥獣捕獲等事業	200頭 (263)	奥地等捕獲が難しい地域で県が民間事業者へ委託して銃・わなによる有害捕獲（県猟友会へ委託）
	㊦捕獲専門家チームによる捕獲 (報償金 24,000 円/頭)	1,000頭 (24)	市町の要請により県が捕獲専門家を派遣して銃捕獲 (国:9千円、特交:12千円、県:0千円、市町:3千円)
狩猟	狩猟期シカ捕獲拡大事業等 (報償金 7,000 円/頭)	25,000 頭 (22,333)	狩猟者による銃・わな捕獲〔狩猟期間 11/15～3/15〕 (特交:5.6千円、県:0.7千円、市町:0.7千円)
計		46,000 頭 (40,937)	

### イ “シカ丸ごと1頭” 活用の促進

捕獲したシカを、食用やペットフードなどの地域資源としての有効活用を図るため、市町、猟友会等と連携し、①新たな処理加工施設の整備や、②処理加工施設への搬入・回収経費、③運搬に使用する冷凍・冷蔵車の導入支援を進めている。

また、令和元年度から、県内の処理施設を巡回し、余った肉・皮・角等を回収し、必要としている施設やレストラン等へ供給する取組みも進めている。



### シカ等処理加工施設でのシカ処理頭数

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
処理加工施設での処理頭数 (捕獲数に対する処理割合)	3,884 頭 (8.9%)	4,755 頭 (12.6%)	6,580 頭 (17.7%)	8,367 頭 (20.4%)

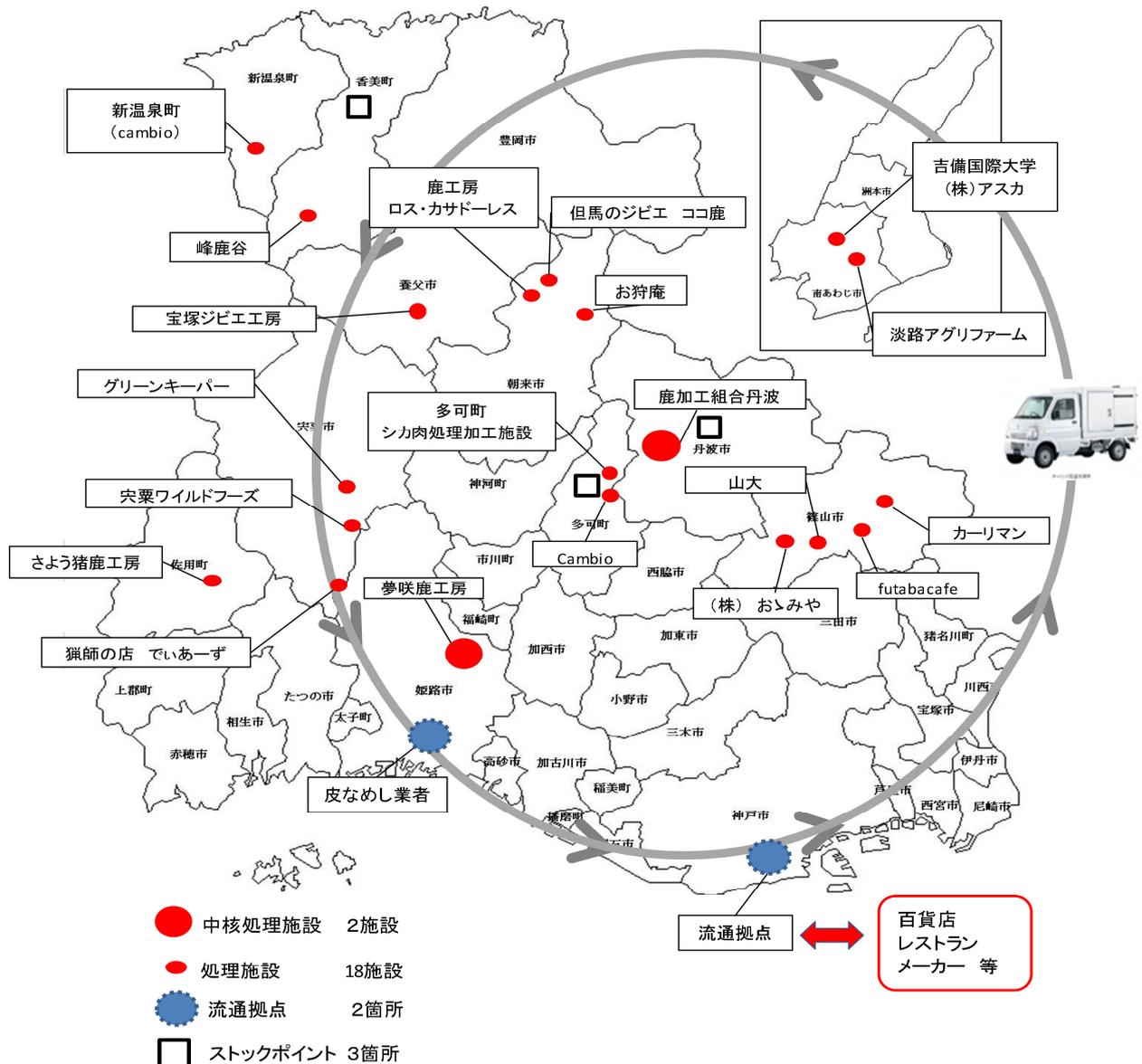
### ひょうごジビエの普及啓発

毎月の <sup>鹿(ロク)</sup>6 日、<sup>シカ(4×4)</sup>16 日、第4火曜日を「ひょうごジビエの日」と定め、イベント開催やレストラン等と協力したジビエに親しめる場を提供しています。

また、メダカのコタロー劇団とのコラボにより、野生動物との共生を目指すヒーロー「ジビエマン」が、子供たちとその保護者を対象に、鳥獣被害の現状、野生動物との共生、ジビエの良さを伝えるため、県主催イベント等で普及啓発します。



神戸市立神戸幼稚園での公演



## 県内の処理加工施設（食肉・ペットフード）

### ひょうごニホンジカ推進ネットワークによるシカ肉の需要拡大

猟友会、シカ肉処理加工施設、レストラン等で構成（H27.5 設立、R2.8 末現在 46 団体）され、全県・地域イベントでのシカ肉の魅力PRをはじめ、例年2月開催の文鹿祭（生田神社・神戸市中央区）では、試食会や商談会、革製品展示会により、新たな需要の掘り起こしを図っている。

#### 【その他の活動内容】

- ・全県イベント（兵庫県民農林漁業祭、ひょうご森のまつり、ふれあいの祭典）
- ・地域イベント（佐用町大収穫祭、神戸マラソン折り返しまつり ほか6イベント）
- ・パンフレット・ホームページによるPR活動

※令和元年度の「文鹿祭」は新型コロナまん延対策のため延期



「文鹿祭」での試食会

## (2) イノシシ対策

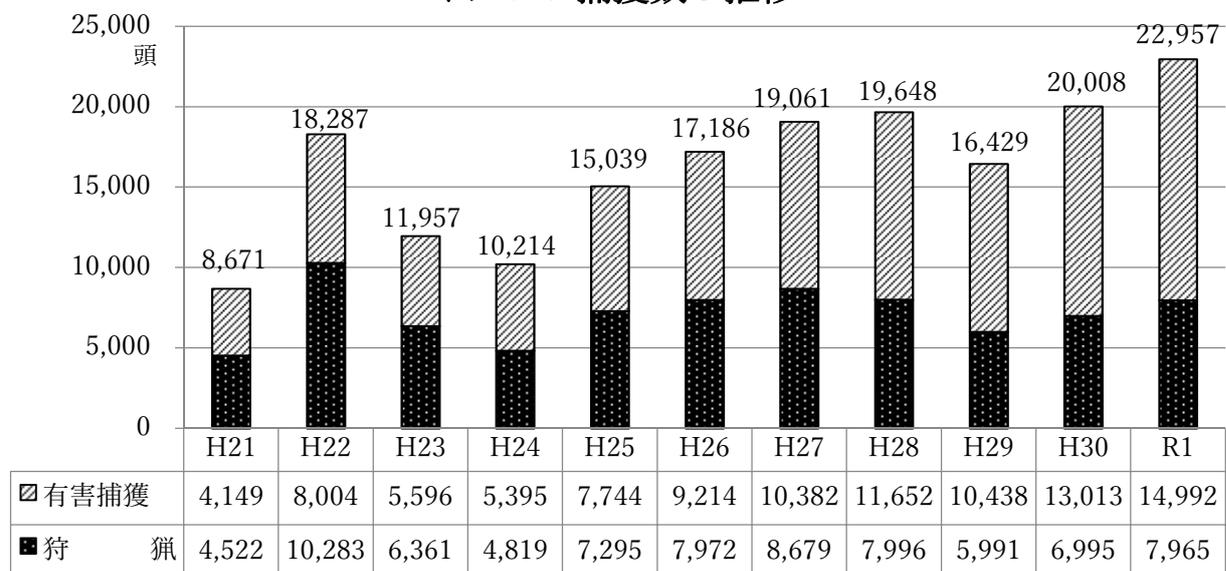
農業被害が最も大きいイノシシの捕獲目標を令和2年度から 25,000 頭に拡大し、有害捕獲を促進するとともに、被害集落へ効率的・効果的な捕獲技術の指導、狩猟期の捕獲報償金制度の活用等、捕獲体制を強化している。

また、人身事故等の生活被害が発生している六甲山山麓の市街地周辺では、イノシシ緊急対策協力員の配備や、加害個体の捕獲やわなの見回り活動等の経費を支援している。

### 【令和元年度のイノシシ捕獲状況】 ※ 特交：特別交付税措置（国補助残の 80%を措置）

対策名		捕獲目標 (捕獲実績)	内容等 (国、県、市町等の負担割合)
有害捕獲	一般有害捕獲 (報償金 8,000 円/頭)	7,500 頭 (14,992)	銃・わなによる有害捕獲 (国:7千円、特交:0.8千円、県:0.1千円、市町:0.1千円)
	㊟ 捕獲専門家チームによる捕獲 (報償金 24,000 円/頭)	500 頭 (0)	市町の要請により県が捕獲専門家を派遣して銃捕獲 (国:9千円、特交:12千円、県:0千円、市町:3千円)
狩猟	狩猟期イノシシ捕獲拡大事業等 (報償金 7,000 円/頭)	12,000 頭 (7,965)	狩猟者による銃・わな捕獲〔狩猟期間 11/15～3/15〕 (特交:5.6千円、県:0.7千円、市町:0.7千円)
計		20,000 頭 (22,957)	

### イノシシ捕獲数の推移



### 指定管理鳥獣捕獲等事業（平成 26 年 5 月の鳥獣保護管理法の改正により創設）

深刻な農林業被害や生態系への影響を及ぼしているイノシシ、シカを環境大臣が指定管理鳥獣に定め、生息密度が高く、狩猟や有害捕獲等での捕獲実績の低い地域などにおいて、県が直接捕獲を実施している。

◎イノシシ：生息密度が高い淡路島北部地域（淡路市）において、R 元年度に生息調査を実施し、調査結果に基づき、R2 年度に捕獲を実施

◎シカ：生息密度が高く、高標高地等で捕獲実績の低い氷ノ山（養父市）、妙見山（豊岡市・養父市）などで、R 元年度に捕獲を実施（263 頭捕獲）

### (3) ツキノワグマ対策

生息数が一時的に減少し、絶滅も危惧されていたが、平成8年度からの狩猟禁止や学習放獣等の保護対策を計画的に進めた結果、絶滅のおそれがないレベルまで生息数が回復し、その後も増加傾向にあり、集落周辺での出没件数の増加が危惧されている。



集落に出没し、コンポストをあさるクマ

また、人身事故も発生しており、平成29年度から新たにゾーニングを行い、集落における柿などの誘引物の除去と併せて集落周辺部での有害捕獲の強化や、生息地での広葉樹林の育成など、推定生息数に応じた個体数管理を進めており、令和2年3月末では722頭となった。

このため、令和2年度は、推定生息数が800頭を下回ったことから、平成28年度に解禁した狩猟を令和2年度は実施しない。

さらに、同一個体群のクマが生息する京都府、岡山県、鳥取県、兵庫県が近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会(H30.10 設立)において生息数推定や個体数管理方法を検討している。

#### ア 捕獲の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有害捕獲数	18	29	34	60	120	28 <sup>※1</sup>
狩猟捕獲数	-	4	1	5	0	-
推定生息数 (前年度3月末時点)	798	940	897	918	830	722

※1 R2年度は8月末時点

#### イ 推定生息数と保護管理の考え方

推定生息数	狩猟の可否	ゾーニングごとの被害リスク管理方針		
		クマの生息ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
400頭未満	否	入山者への注意喚起、情報提供	バッファゾーンの整備、藪等の刈払い等	誘引物の除去、電気柵等での防除、追い払い、住民への注意喚起
400頭以上 800頭未満				有害捕獲を実施 ※捕獲個体は、学習放獣
800頭以上	可		有害捕獲を実施 (H29から強化) ※捕獲個体は、原則殺処分	有害捕獲を実施 ※捕獲個体は、原則殺処分

#### ウ クマが出没しにくい集落環境整備

集落や集落周辺ゾーンでは、誘引物となる放置された柿の実やゴミ等の除去、クマの隠れ場所となる雑草地の刈り払いなどの出没予防対策を進めている。

### 堅果類（ドングリ類）の豊凶とクマの目撃・痕跡及び人身被害件数

クマの目撃・痕跡件数は、コナラやブナ等の堅果類(ドングリ類)の豊凶により増減している。豊凶調査結果は、ホームページ等で情報提供している。

年 度	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 <sup>※1</sup>
目撃・痕跡件数	1,623	487	513	831	497	978	490	638	787	260
人身被害 <sup>※2</sup>	4	0	0	0	0	3	2	0	2	1
有害捕獲(処分)	15	12	30	18	29	34	60	92	120	28
錯誤捕獲(放獣)	29	34	87	50	131	73	77	57	86	25
堅果類の豊凶	凶	並	並	凶	豊	凶	豊	並	凶	-

※1 R2年度は8月末現在

※2 H8～R2年度人身被害24件

#### (4) ニホンザル対策

県下のサルは、餌付け群を含めて14～15群が6地域9市町に分布しており、生息数は全体で1,000頭(野生451頭、餌付け549頭)と推定されているが、地域個体群はそれぞれ孤立しており、地域的な絶滅が危惧されている一方、農業被害や人家侵入などの生活環境被害を発生させている。

このため、人との棲み分けをめざして、地域個体群ごとにきめ細かな管理を進めている。

##### ア 地域個体群の個体数管理

地域個体群の安定的維持と被害の軽減を図るため、地域個体群の動向と加害状況をモニタリングしつつ、加害レベルや地域の実情にあった加害個体の捕獲、追い払い等の対策を進めており、令和元度は有害捕獲により、72頭捕獲した。

特に、淡路の餌付け個体群は2～3群で471頭となっており、適切な個体数となるように、市や餌付け者と調整しながら対応している。

##### 群れごとのオトナメスの規模頭数に合わせた捕獲基準

群れの規模	個体数管理の方法
10頭以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、メスの捕獲禁止（ただし、人身被害等が発生させる危険性の高い個体は、識別して捕獲を実施）</li> <li>地域個体群内の群れが3群以下の地域で、オトナメスが5頭以下の群れは全面捕獲禁止</li> </ul>
11～15頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、オトナメスの捕獲禁止（ただし、人身被害等が発生させる危険性の高い個体は、識別して捕獲を実施）</li> </ul>
16～20頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害対策のため、必要に応じた捕獲を実施</li> </ul>
21頭以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害対策のため、必要に応じた捕獲を実施</li> <li>群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う</li> </ul>

##### イ 推定生息数と捕獲数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
推定生息数	939	937	945	950	1,000
有害捕獲数(頭)	66	54	87	122	72

## ウ 被害対策

サルを集落に出没させないため、追い払い犬の育成、サルが登りにくい防護柵の整備等を進めている。

また、群れに電波発信機を装着して行動を把握し、集落への出没状況を受信して、住民に知らせるサル監視員の設置により、サル被害に強い地域づくりを進めている。



## (5) カワウ対策

アユ稚魚の食害等が発生しており、全国でも最大規模の繁殖地を有する滋賀県では、繁殖地での大量捕獲を行っているが、繁殖地等が分散する課題もある。

関西広域連合でも生息・被害調査、捕獲方法、防除事例等の調査結果を踏まえ、コロニーにおける擬卵置換による繁殖抑制や飛来地での捕獲等を実施しており、令和元年度は有害捕獲、狩猟をあわせ 492 羽捕獲している。

県では、独自対策を進めているが、依然、7千羽近くが生息し、内水面漁連や専門家、関係市町で構成する「カワウ被害対策協議会(H29年8月設立)」での協議を踏まえ、高性能空気銃等での捕獲拡大、擬卵置換場所の追加、ねぐらとなる立木伐採、アユの隠れ場所の確保等、被害軽減に向けた総合的な取組を進めている。

## ア 推定生息数と捕獲数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
推定生息数 (12月調査)	5,837	6,575	6,750	6,625	6,839
捕獲合計(羽)	302	258	286	211	492
有害捕獲(羽)*	142	86	155	145	327
狩猟捕獲(羽)	160	172	131	66	165

\*有害捕獲には、学術捕獲数を含む。

### 但馬地域での銃による捕獲

円山川の豊岡市西芝コロニーを中心に、岸田川、矢田川での銃による捕獲を実施し、325羽を捕獲(R元年度)した。



アユを食べるカワウ

写真提供：全国内水面漁業協同組合連合会

## 4 集落での被害防止対策〔被害管理〕

### (1) 集落での被害対策推進 ～鳥獣被害集落ローラー作戦の展開～

集落被害対策を進めるため、侵入防護柵の設置や管理の指導、獣類を寄せ付けないための誘因物の除去指導、捕獲指導等を一体的に行う「鳥獣被害集落ローラー作戦」を展開している。

## ア 集落支援

### (7) 鳥獣対策サポーター派遣支援

市町が被害集落に対して、民間の専門家を派遣し、集落の実情に応じた被害対策(集落毎の被害・対策をカルテ化、対策の実践を支援)を支援している。

### (イ) 森林動物研究センターによる捕獲支援(ストップ・ザ・獣害対策)

各地域に設置した捕獲指導員等がわなを仕掛ける場所、餌付け方法等を現地指導し、捕獲技術向上による被害対策を進めている。

#### ストップ・ザ・獣害対策取組み実績

区 分	累 計	うち R1
取組集落(集落)	延 266	31
捕獲数(頭)	3,105	530

捕獲数はソ・イシシ・アライグマ等の合計

### (ウ) 獣害対策チームによる集落支援

農林(水産)振興事務所に設置した獣害対策チームが、重点指導集落を選定のうへ、森林動物研究センター研究員・森林動物専門員からの指導・助言を受けながら、市町と連携して被害対策のコーディネートを実践している。

## イ 獣害ベルト緊急整備事業(ミニバッファゾーン)

野生動物の潜み場となる藪や灌木等の伐採や放任果樹の除去等を実施し、集落エリアに野生動物を寄せ付けない取組みを支援している。

## ウ 防護柵の整備支援

野生動物の侵入を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、集落が連携して実施する防護柵の設置を支援している。

また、国予算の補完対策や災害による被災防護柵の復旧などについては、県単独事業で支援している。

#### 防護柵の設置実績 (単位:km)

区 分	累 計	うち R1
国庫事業	4,202	199
県単独事業	2,422	9
市町単独事業等	3,105	211
計	9,729	419

## 5 野生動物の生息地の保全〔生息地管理〕

### (1) 野生動物の生息環境の整備

人と野生動物の棲み分けを図るため、県民緑税を活用した野生動物共生林整備によりバッファゾーン設置(215箇所)や奥山での広葉樹林の育成を進めている(H18～R元:4,463ha)。

### (2) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護のために鳥獣保護区を指定し、特に生息環境の保全が必要な区域は、特別保護地区として立木の伐採や土地の形質変更を制限している。

また、銃器による事故を防止するため特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定、水源地の汚染防止のため指定猟法禁止区域(鉛弾)を指定している。

#### 鳥獣保護区等の指定状況(令和2年3月末現在)

区 分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	86	38,783
うち特別保護地区※	(13)	(1,770)
休 猟 区	1	2,724
特定猟具使用禁止区域(銃器・くくりわな)	169	201,544
指定猟法禁止区域(鉛散弾)	1	140
計	257	243,191

※国指定鳥獣保護区(特別保護地区含む)2箇所を含む

## 6 狩猟の適正化及び狩猟者の確保・育成

### (1) 狩猟事故の防止

狩猟取締や鳥獣保護管理員による現場での安全指導、兵庫県猟友会、県警本部と連携し安全研修会等を開催している。

### (2) 狩猟者の確保・育成

狩猟への関心を高める体験会や免許取得のための知識を学ぶ講習会等の開催支援により狩猟者の確保を進めている。

また、狩猟初心者を対象に狩猟知識・技術を習得する「狩猟マイスター育成スクール」や熟練狩猟者による銃猟のマンツーマン指導等により、狩猟後継者の育成に取り組んでいる。

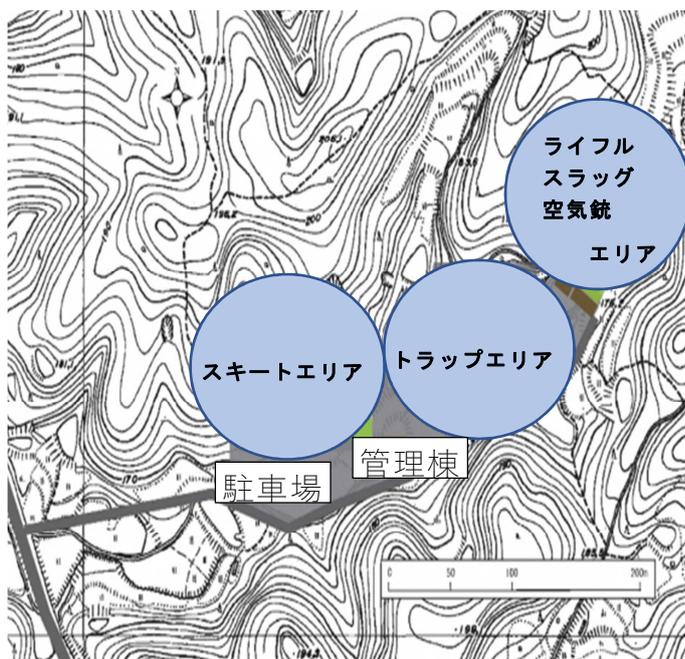


狩猟マイスター育成スクール  
左：射撃場での練習 右：銃猟実習（猟場）

### (3) 県立総合射撃場（仮称）の整備

狩猟者の高齢化が進む中、野生動物管理に関する知識や高度な捕獲技術力を持つ人材を養成するため、三木市吉川町福井の県有地に射撃技術やわな捕獲手法の研修機能を持つ施設の整備（約16ha）を進めている。

#### ア 概略配置図



※配置は検討中

(参考) 近畿・兵庫県隣接府県射撃場

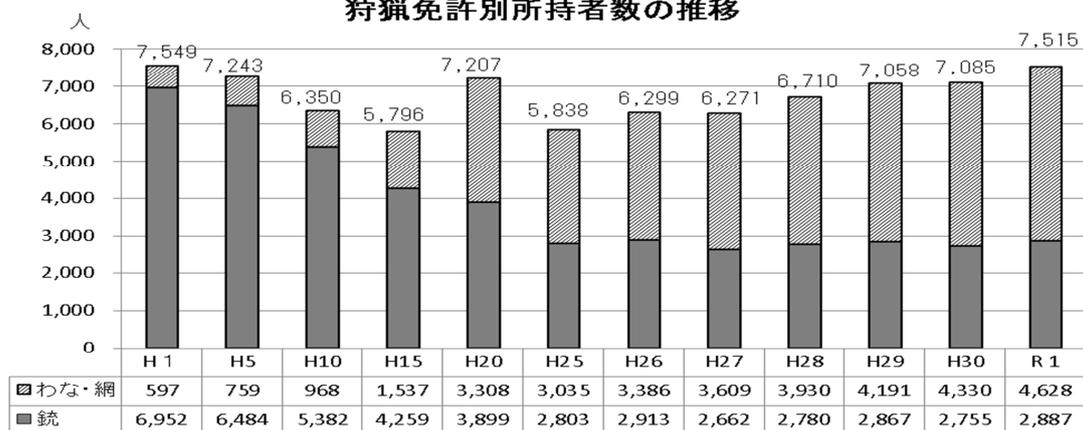
府県名	射撃場名	射面種別	所在地
京都	1 京都笠取国際	T S A AR	宇治市西笠取
	2 京北総合	(T A)(S R) LB (SB LB)	京都市右京区京北下町
	3 岩屋	T	与謝郡与謝野町
大阪	1 高槻国際	T S A	高槻市原桃山
	2 岸和田国際	T (S A)	岸和田市大沢町
	3 大阪総合	T (S R) (SB LB AR)	泉南市新家
兵庫	1 須磨総合	S (SB LB) AR	神戸市西区伊川谷町
	2 上郡クレー	S	赤穂郡上郡町
和歌山	1 田辺	A	田辺市稲成町
鳥取	1 米子国際	T S	西伯郡南部町
	2 鳥取クレー	T S	鳥取市寛寺
	3 倉吉市営	A	倉吉市葵町
岡山	1 岡山県クレー	T S	岡山市北区
	2 倉敷国際	S A AR	倉敷市福田町
	3 湯原国際	T S (SB LB AR)	真庭市仲間
徳島	1 大神子	S	徳島市大原町
	2 一宮	S (T SB LB AR)	徳島市一宮町
	3 藍敷	T	那賀郡那賀町
	4 徳島市ライフル	SB AR	徳島市入田町

クレー射撃：散弾銃射面 T=トラップ S=スキート R=ラビット A=アメリカン標的射撃  
ライフル銃射面 LB=大口径 SB=小口径  
空気銃射面 AR  
( )は併用射面

#### イ スケジュール

年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度
内容(予定)	基本計画、実施設計	造成工事	建築工事	供用開始

狩猟免許別所持者数の推移



## 7 野生動物の感染症対策

### (1) 野鳥の鳥インフルエンザへの対応

冬鳥として日本に渡ってくるガン・カモ類は、腸内にA型鳥インフルエンザウイルスを保有し、家きんの鳥インフルエンザ発生の原因とされており、家きんへの感染リスクを軽減させるため、ガン・カモ類の糞便採取調査及び死亡・衰弱野鳥のウイルス保有検査を実施し、監視体制の強化を図っている。

#### ア 糞便採取調査（全国で実施）【令和元年度の県内検査結果・・・全て陰性】

冬鳥が渡来する10月～4月（10月、12月、2月、4月）に定点調査地の加古川市平荘湖のガン・カモ類の糞便を採取し、国立環境研究所等で検査を実施している。

#### イ 死亡・衰弱野鳥の検査

死亡・衰弱野鳥の検査については、環境省のマニュアル等に基づき、家畜保健衛生所（姫路・朝来・淡路）において検査を実施している。

#### 【対応レベル別の検査基準】

対応レベル	レベル1 通常時：未発生	レベル2 警戒時：国内単発発生	レベル3 国内複数発生
検査対象の死亡・衰弱野鳥の羽数	マガモ3羽以上 カルガモ5羽以上等	マガモ2羽以上 カルガモ5羽以上等	マガモ1羽以上 カルガモ3羽以上

#### 【令和元年度の検査結果】

県内では、赤穂市で回収した死亡ヒドリガモ1羽について検査した結果、陰性であった。

また、国内での検査結果も全て陰性であった。

### (2) 野生イノシシのCSF（豚熱）への対応【本年8月31日時点で県内の感染は無】

これまでに17都府県で2,400頭以上の野生イノシシの感染が確認（R2.8.31現在）されており、令和2年4月28日には京都府において野生イノシシでの感染が確認されたことから、「兵庫県野生イノシシCSF対策協議会（会長：農林水産局長）」を設立（R2.5.22設立）し、10月より京都・大阪府との県境周辺の山林等に経口ワクチンを帯状に散布を開始する。

引き続き、イノシシへの豚熱感染の広がりを確認するため、狩猟者等と連携し、外傷がなく病気で死亡したイノシシについての情報提供等、検査への協力を行っている。

## ア 兵庫県野生イノシシCSF対策協議会

- ・ 構成員：県、市町、兵庫県畜産協会、兵庫県猟友会
- ・ 散布エリア：豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、川西市、猪名川町

## イ スケジュール

- ・ 1回目散布：10月～11月
- ・ 2回目、3回目散布：12月～3月

## 8 鳥獣保護思想の普及

動物愛護、愛鳥思想の普及を図るため、動物愛護ポスター原画コンクール、愛鳥週間ポスター原画コンクールを実施し、入賞作品は王子動物園等で展示している。

また、愛鳥モデル校の育成、傷病野生鳥獣救護病院への支援等を実施しているほか、社会福祉に貢献した盲導犬、セラピー犬などを表彰している。



動物愛護週間ポスター原画  
(兵庫県立龍野北高等学校2年)



功勞動物表彰 盲導犬マイル